

に係る経過と対応について

これまでの経過

H29.6.9	再エネ発電会社（東光電気工事、飯館村）から風力発電事業に係る概要説明を受けました。
H30.5.14	再エネ発電会社から風力発電事業に係る自主的な環境アセスメント報告書の説明を受けました。風車は川俣町からは視認されないとの説明がありました。
H30.6.15	再エネ発電会社が隣接する飯坂地区に対して風力発電事業に係る概要を説明しました。（※川俣町からは風車は視認されないという認識のまま経過しました。）
R2.4.11 頃	花塚山の北方に構造物が見え始めました。風力発電に係る調査施設の可能性があると考え、発電事業を検討している各事業者に対して、当該物の正体を確認しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で担当者がテレワークなどの環境にあり、その確認に日数を要したうえ、結果としては「不明」でありました。
R2.4.20 頃	飯館村境界付近の構造物のため、飯館村に問い合わせたところ、風力発電施設建設のためのクレーンではないかとの情報を得ました。以前より川俣町からは風車は視認されないと説明を受けていたため、工事期間中の作業用クレーンと考えました。
R2.4.28	風車のハブと思われる構造物が見え始め、川俣町から風車全体が明確に視認できる状況になりました。これまで町に対して説明してきた内容と極端に異なる状況になっていることについて、飯館村に説明を求めました。
R2.5.12	再エネ発電会社から、これまでの経過等について説明を受けました。その際、自主的に工事を中止している報告を受けました。
R2.5.26	再エネ発電会社及び環境アセスメント受託業者が来庁し、景観について、予測と現実に乖離が生じた経緯と原因の説明を受けました。眺望の予測を行う地点として、風車が見えない地点を選定したミス、風車の視認は困難であるか、景観的にはほとんど気にならないと予測しているにもかかわらず、視認されないと記載したミス、フォトモンタージュを作成しなかったミスなど、幾重ものミスが重なったうえに報告書の検証を怠り、川俣町から見た風車についての考察が行われなかったことが原因であったとの説明と謝罪を受けました。
R2.6.12	再エネ発電会社から、平成30年6月に行った地区説明会の内容に誤りがあったため、謝罪説明のための飯坂地区説明会の開催に向けた協力要請を受けました。町としては、再エネ発電会社と飯坂地区との直接的な調整は困難であろうこと、また、地区への謝罪説明は町としてもその必要性を認めるものであることから、当該説明会に向けて協力することを決定しました。
R2.6.17	調整過程で受けた飯坂自治会からの意見も踏まえ、町の判断として、地区全体の関心事になっていることから全地区民を対象とすること、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会の開催に替えて、地区全世帯へ謝罪と今後の方針等について説明資料を配布する対応としました。
R2.6.24	再エネ発電会社及び環境アセスメント受託業者が来庁し、自主的な環境アセスメント報告書の修正について説明を受けました。内容として、川俣町の景観に関する記載部分を修正し、予測地点の変更、風車によるスカイラインの断絶、ガイドラインの評価基準に基づく予測評価に修正されたものであります。川俣町から、住民の安全・安心を確保する観点で、現実には何らかの問題が発生した際には、飯館村としても責任をもって真摯に対応していただく必要があるという認識を求め、その結果、川俣町、飯館村、再エネ発電会社の3者が書面により約束を交わすことについて合意しました。
R2.7.1	再エネ発電会社発行の説明資料を飯坂地区全世帯に配布しました。

「いいたてまでいな風力発電所」

皆さまもお気づきのとおり、現在、花塚山の北方に風車が視認できる状況となっております。この風車は、いいたてまでいな風力発電事業において、いいたてまでいな再エネ発電株式会社（以下「再エネ発電会社」という。）が飯館村内に建設した風力発電所のもので、事前に本町にあった説明とは異なり、町内各方面から視認できるに至ったものです。

この風力発電所の建設にあたっては、平成29年6月と平成30年5月には町に対して、平成30年6月には隣接する飯坂地区に対して、再エネ発電会社から自主的な環境アセスメント報告書に基づく計画段階の事前説明がありましたが、その当時は「川俣町から風車は視認されない」との説明でありました。しかしながら、令和2年4月に建設された風車は、町内各所から視認できる状態となり、町から再エネ発電会社へ経過説明を求めました。再エネ発電会社からは、本来であれば、事前説明の段階で、町内からの風車の見え方について適切かつ慎重な予測結果が示されるべきところ、アセスメント調査会社及び再エネ発電会社がとりまとめたアセスメント調査結果に幾重もの判断間違いが重なり、事前説明と実際に設置した結果が大きく異なる事態に陥ったことの説明と謝罪がありました。

こうした事態を重く受け止め、町は、再エネ発電会社に猛省を促すとともに、環境アセスメント報告書の修正と周辺住民が従前と変わりなく安全・安心に暮らせるための責任ある対応を求めました。この責任ある対応については、風車建設の立地村として、また再エネ発電会社の構成員として密接な関係がある飯館村にも求めたところです。

今回の事案では事前説明と結果が異なるというあってはならない事態が起りましたが、アセスメント報告書の修正など再エネ発電会社が真摯に事後対応にに応じていること、また再エネ発電会社、飯館村及び本町の3者による協定締結の方向性が確認され、再エネ発電会社及び飯館村の今後の責任ある対応が約束されたことをご報告いたしますので、皆さまのご理解をお願い申し上げます。

川俣町長 佐藤金正

※写真1の拡大写真

【いいたてまでいな風力発電事業の概要】

事業運営主体：いいたてまでいな再エネ発電株式会社

（構成員）東光電気工事株式会社、飯館村

事業地：飯館村飯樋字花塚山1番2他

風力発電規模：3.2 MW × 2基 総出力 6.4 MW



※写真1（川俣町役場屋上から撮影）